

釜石市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等の監査結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年3月4日

釜石市監査委員 小林 俊 輔

釜石市監査委員 山崎 長 栄

[別紙]

財政援助団体等監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 名称

一般社団法人 釜石観光物産協会

(2) 設立の目的

釜石市における観光の振興と物産の販売促進を図り、もって地域経済と文化の発展に寄与することを目的として設立された。

(3) 市との関係

財政援助（補助金）団体

釜石観光物産協会運営事業補助金

令和 2 年度 4,000,000 円

3 監査の実施期間

令和 3 年 11 月 29 日から令和 3 年 12 月 10 日まで

4 監査の範囲

令和 2 年度運営事業補助金に係る出納その他の事務執行状況

5 監査の方法

補助金の交付手続は適切か、事業は目的に沿って効果的に行なわれているか、収支の会計経理は適正かに主眼を置き、それぞれの関係帳簿、証書類との照合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

6 監査の結果

事業は、補助目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。

[別紙]

財政援助団体等監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 名称

社会福祉法人 翔友

(2) 設立の目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立された。

(3) 市との関係

釜石市身体障害者福祉センターの指定管理者

指定期間 平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

指定管理料 令和 2 年度 18,272,000 円

3 監査の実施期間

令和 4 年 1 月 24 日から令和 4 年 2 月 4 日まで

4 監査の範囲

令和 2 年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務執行状況

5 監査の方法

指定管理施設は適切に管理され、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、収支の会計経理は適正かに主眼を置き、それぞれの関係帳簿、証書類との照合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

6 監査の結果

指定管理施設は適切に管理され、業務は協定等に基づきおおむね適正に執行されているものと認められた。